

# 児童虐待対策

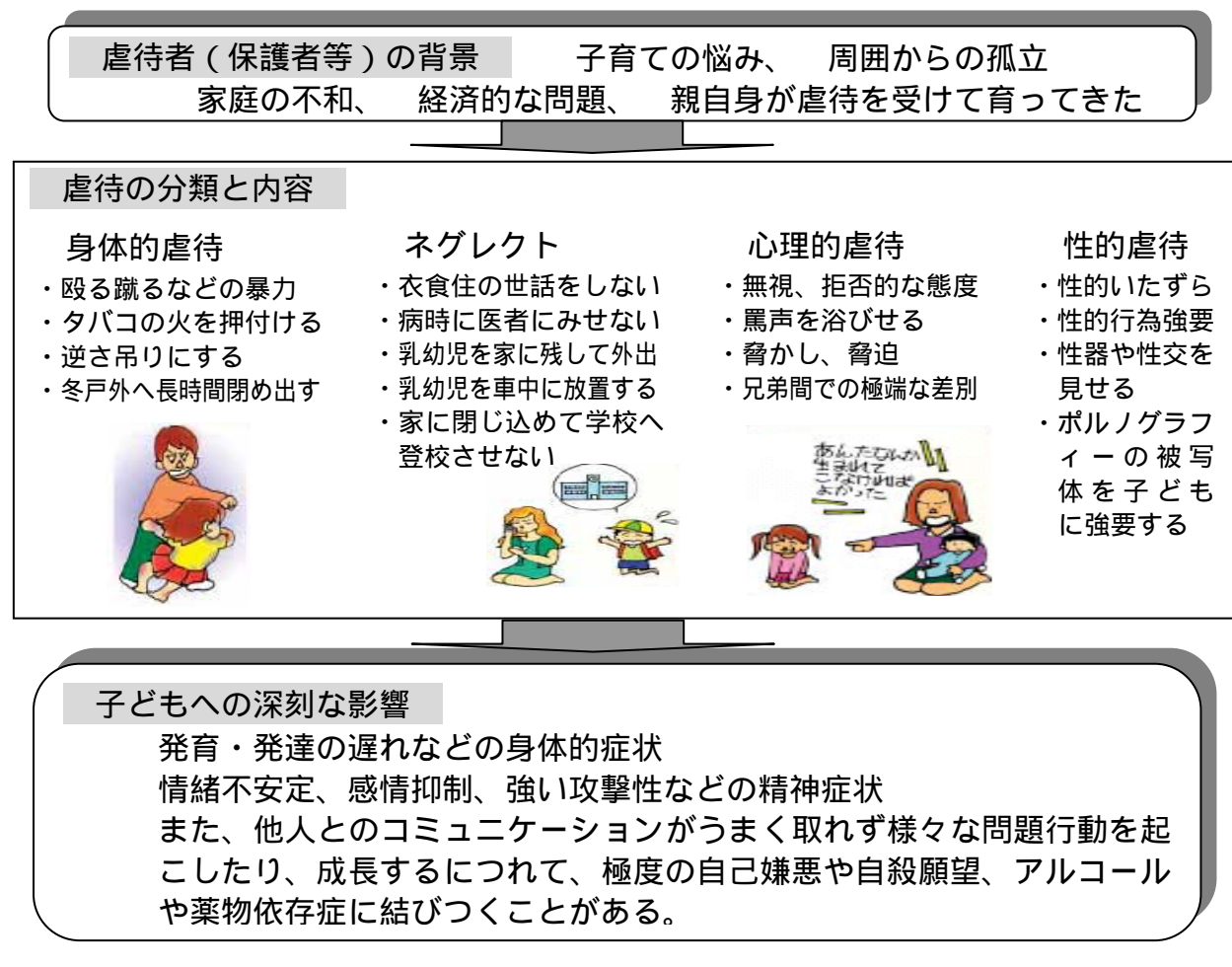
児童虐待相談対応件数は、社会的関心の高まりや法改正による監視の強化などにより年々増加しており、平成17年度には約3万4千件になっている。児童相談所と関係機関の連携とともに、安全確認の強化など新たな児童虐待対策の取組みが進められている。

## 1 児童虐待の現状

### (1) 児童虐待と背景

児童虐待とは、保護者等（親または親に代わる養育者）の子どもに対する身体的暴力や心理的脅迫など4分類される行為であり、ほとんどの場合には、複数が平行して行なわれている。背景には、保護者等の精神的悩みや経済的問題などがある。虐待を受ける子どもは、継続期間が長いほど心身に対する影響が深刻化する（図1）。

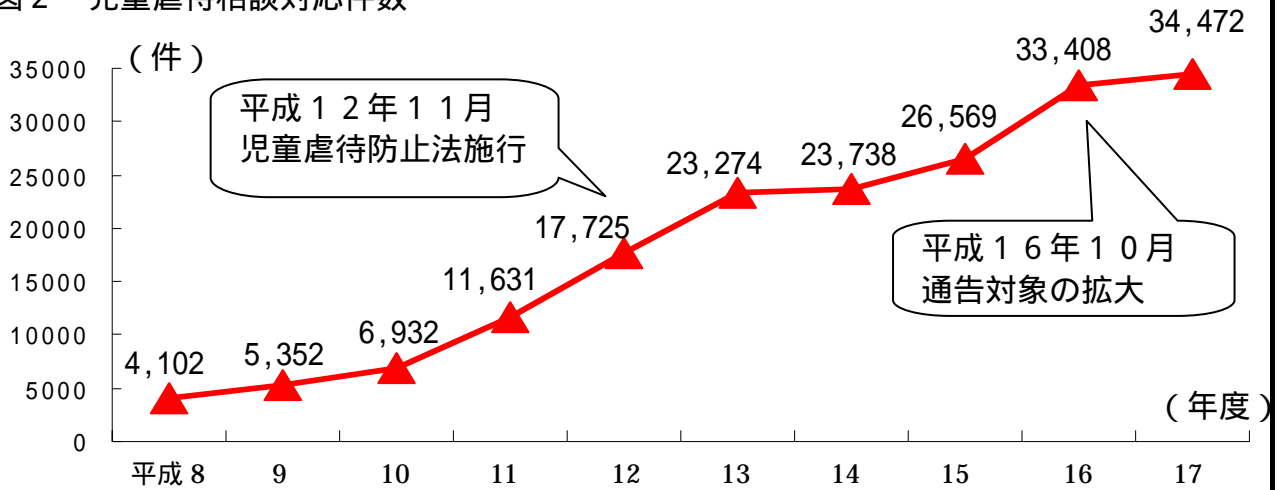
図1 虐待の背景と概要



### (2) 児童虐待相談対応件数の増加

児童相談所における虐待相談対応件数は、過去10年間で約8.4倍となっている。社会的関心の高まり、平成12年「児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）」の成立・施行、平成16年の法改正による通告対象拡大（「虐待を受けた」「虐待を受けたと思われる」）等により、平成17年度には、34,472件となっている（図2）。

図2 児童虐待相談対応件数

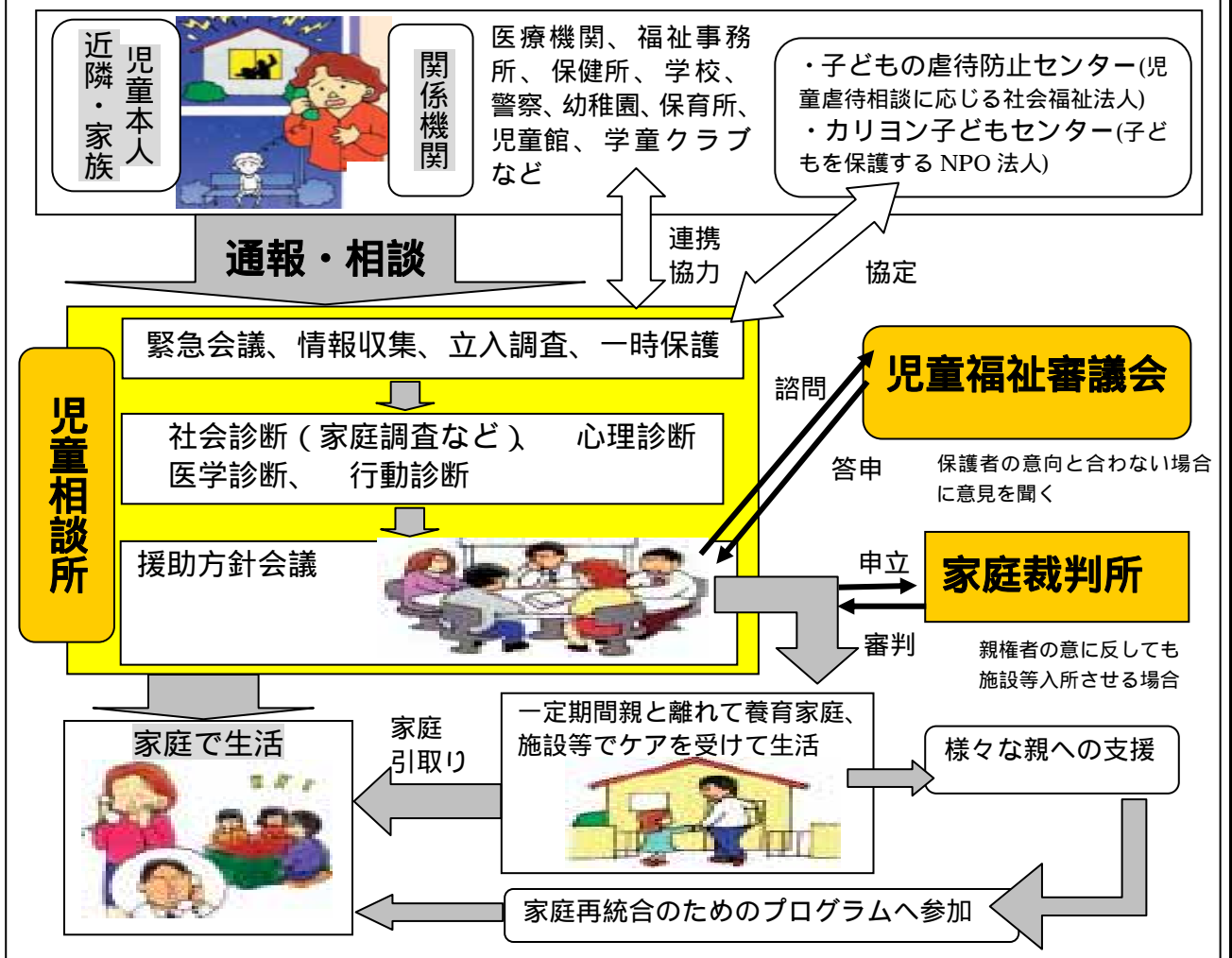


出所：厚生労働省HP「平成17年度児童相談所における児童虐待相談件数等」より作成

## 2 児童虐待対策

児童の健やかな育成等を目的とした児童福祉法、虐待の増加を背景に立法された児童虐待防止法では、虐待発見者の通告義務、児童の一時保護、立入調査などを定め、対策を講じている(図3)。

図3 児童虐待に係る相談、処遇等の流れ



### 3 国と自治体の取組

#### (1) 国の取組

厚生労働省は、児童虐待により子どもの尊い命が失われる深刻な事件が頻発しており、子どもの安全確保を最優先とした対応を行なうことが喫緊の課題であるとして、平成19年1月23日、児童相談所運営指針の改正等を行い、都道府県等へ通知した。

#### 《児童相談所運営指針等の改正等の主な内容》

- 1 虐待通告の受付の基本を徹底
  - ・ 虐待に関する情報は全て虐待通告として受理など
- 2 安全確認に関する基本ルールを設定
  - ・ 48時間以内の安全確認が望ましい旨明記
  - ・ 市町村においても安全確認
  - ・ 市町村から児童相談所に対して、立入調査や一時保護に関して通知
- 3 「きょうだい」事例への対応明確化
  - ・ 記録票は世帯ではなく子ども単位で作成
  - ・ ハイリスク家庭として対応することを徹底など
- 4 全ての在宅虐待事例に関する定期的フォロー
  - ・ 定期的に現在の状況を会議で検討
- 5 関係機関相互における情報共有の徹底など・・・
  - ・ 児童相談所は、関係機関の関与が必要な事例について、市町村及び要保護児童対策地域協議会への情報提供を義務付け
  - ・ 要保護児童対策地域協議会が進行管理台帳を作成し、定期的にチェックする仕組みの導入
  - ・ 児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部の連携体制の整備など

虐待児童死亡数  
(平成16年)  
58人  
(厚生労働省社会保障審議会資料)



要保護児童対策地域協議会とは要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関が情報交換や協議を行なう。主に市町村が設置するもの。

また、超党派の国会議員による「児童虐待防止法見直し勉強会」では、法改正の検討を重ねており、今通常国会での成立を目指している。

#### 《法改正案の主な内容》

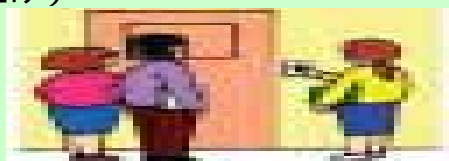
児童相談所の強制立入調査権（児童相談所が裁判所に令状を請求）

調査拒否の罰則強化（30万円 50万円へ引上げ）

虐待を行なう親への指導徹底

子どもへの接近禁止命令・・・など。

出所：平成19年3月2日、読売新聞より



## COLUMN

### 【児童福祉司】

国は、対応の難しい虐待ケースが増え、児童福祉司の役割がますます重要になっているとして、平成19年度より、全国の児童福祉司を約130人規模で増員することを決めた。人口170万人規模の標準団体あたりの配置基準を25人から28人へ改め、人件費を地方交付税に反映する。これまでも児童福祉司は随時増員されてきたが、今回は過去最大の増員となる。(平成19年2月15日、読売新聞)

東京都は不交付団体のため、人件費分の交付はない。

#### (2) 都の取組

平成17年4月の児童福祉法改正により、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や区市町村の後方支援に役割を重点化している。児童福祉司の増員や関係機関との連携強化等により、児童虐待対策に積極的に取り組んでいる。平成18年6月「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」では、医師・心理司・保健師など専門職配置基準の法定化、立入調査の司法機関関与などを要求してきた。平成19年度からは、虐待の対処方法を医師が相談できるドクターアドバイザーシステムの創設等、新たな取組みを行なう予定である。

#### これまでの主な取組

虐待対策班設置(各児童相談所)  
相談の通年開所(児童相談センター)  
病院や民間関係機関との連携  
児童福祉司の増員(各児童相談所)  
平成13年度: 106名  
平成18年度: 159名

#### 新たな取組

ドクターアドバイザーシステム  
虐待対処等に迷った医師の相談に対応  
児童養護施設の機能強化  
治療や専門的ケアのできる体制整備  
児童相談所の機能強化  
児童心理司の大幅増員  
子ども家庭総合センター(仮称)  
総合支援拠点整備(平成21年度以降)など・・・



## COLUMN

### 【世田谷区の取組】

世田谷区では、平成19年4月より、臨床心理士や保育士など14人の専門家で構成する「児童虐待対策支援チーム」を設置する。また、平成20年3月には、出産時に実家を頼れない女性を受け入れる「産後ケアセンター(仮称)」を設置し、育児ストレスを軽減して早期に虐待の芽を摘む効果を狙う。(平成19年2月7日、読売新聞)

#### 4 今後の課題

児童虐待は、期間が長いほど、子どもの心身に対する影響が深刻化するため、体制拡大が進む区市町村や関係機関との連携を強化し、児童相談所による立入調査や一時保護等の迅速な対応が求められる。一方、子どもを家庭に戻すための相談支援体制の強化等により、虐待を否定したり、自分の経験から「しつけ」と考えるなど、行為者である保護者等の認識を改善することが必要である。

また、増加する困難なケースに対応するためには、団塊世代の退職もあり、人材の確保を図るとともに、事案ごとに異なる状況に対応できるノウハウを継承するための人材育成も同時に行なう必要がある。